

# 大山町地域包括支援センター業務継続計画（BCP）

令和7年4月作成

大山町地域包括支援センター

## 1 総則

本計画は、大山町（以下「町」という）において自然災害やさまざまな感染症が発生した状況下においても、大山町地域包括支援センター（以下「センター」という）として、高齢者に対し、必要な支援を継続して提供するために、あらかじめ優先度の高い業務を特定し、安定的に提供できる体制について定めておくものとする。

## 2 基本方針

### ①高齢者の安全確保

高齢者は重症化リスクが高く、自然災害発生や感染症の罹患時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意する。

### ②サービスの継続

高齢者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要な機能を維持する。

### ③職員の安全確保

職員の生命を守り、生活の維持に努める。

## 3 対応体制

### ①対策本部体制

町地域防災計画に準じる。

### ②対策本部における職務

- ・緊急対応に関する意思決定
- ・関係各部署との窓口
- ・医療機関との連携
- ・関係機関、関係業者との連携

## 4 研修・訓練の実施、BCPの検証、見直し

### ①研修・訓練の実施

年1回の役場内防災訓練時に災害を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順等確認する。

### ②BCPの検証・見直し

最新の動向や訓練等で洗い出された課題をBCPに反映させる等、随時見直しを行う。

## 5 自然災害について

### (1) リスク把握

#### ①ハザードマップの確認

町が公表するハザードマップを確認、災害リスクを把握したうえで対策を検討する。

#### ②被害想定

町が策定した地域防災計画に記載した過去に被った災害、近年全国各地で発生した災害のうちから最も頻度の高い風水害、すなわち台風、集中豪雨による高潮被害、洪水被害、地滑り、がけ崩れ等を想定するものとする。

### (2) 平常時の対応

#### ①建物・設備の安全対策

- ・避難路の確認、動線上に物品を置かない。

- ・ロッカー等の転倒、転落防止の措置を行う。
- ・消火設備等の場所の確認を行う。
- ②電気・水道が止まった場合
  - ・電気なしでも使える代替品（乾電池、手動で稼働するもの）の準備や業務の方策を検討する。
  - ・飲料水はペットボトルなどの保管方法を検討、定期的に交換する。
- ③通信が麻痺した場合
  - ・通信機器、バッテリーの確保。
  - ・複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備する。
  - ・携帯電話メール、災害用トランシーバー、災害優先電話等を準備する。
- ④システムが停止した場合
  - ・利用者連絡先等重要書類の保管場所の確認
  - ・BCP等の災害対策の文書はデータ保存以外にも、書面をファイル等に綴じて保管する。
- ⑤高齢者の支援対策
  - ・緊急連絡先として、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話等）を把握、記載する。
  - ・地域の避難方法や避難所に関する情報を把握しておく。
  - ・災害に伴い発生する安否確認やサービス調整等の業務に対応できるよう、サービス事業所等と連携体制をとっておく。

### （3）緊急時の対応

- ①BCP発動基準 町地域防災計画に準じる。
  - ・震度6以上の地震発生時
  - ・町全域に風水害、大規模な火事、その他異常な自然現象、重大な人為的災害が発生または発生の恐れがある場合で町長が必要と認めたとき
- ②対応拠点
  - ・保健福祉センターなわ 災害対策本部からの指示による対応
- ③高齢者の安否確認
  - ・多職種と連携を図り、安否確認を行い、記録する。
  - ・高齢者の状況に応じて医療機関等へ搬送を要請する。
- ④重要業務の継続
  - ・優先業務を明確にし、職員の出勤状況を踏まえて業務の継続を図る。

### （4）他機関及び地域との連携

- ・単独での事業継続が困難な事態を想定し、関係者との協力関係を日ごろから構築しておく。
- ・避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な高齢者の情報をまとめておく。

## 5 感染症について

### （1）平常時の対応

- ①体制構築
  - ・新型インフルエンザ等対策行動計画に準じる。
- ②感染症防止に向けた取り組みの実施
  - ・厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症の5類感染症以降の対応について」を踏まえ、

以下の感染防止に取り組む。

ア 基本的感染対策は、個人、事業者の選択を尊重

イ 行政機関から最新の情報収集

## (2) 初動対応

### ①感染の疑いがある場合

#### ・高齢者

サービスの必要性を検討。本人の生命、生活を維持するために必要不可欠と判断されたサービスに関しては、感染防止策を徹底したうえでサービス提供を調整する。

#### ・職員

医療機関受診、自宅待機

### ②感染した場合

#### ・高齢者

通所系サービスは中止、訪問系サービスは、本人の生命、生活を維持するために必要不可欠と判断されたサービスに関しては、感染防止策を徹底したうえでサービス提供を調整する。

#### ・職員

発症を0日として5日間は事業所への出勤は控える。

## (3) 業務内容の調整

### ①提供サービスの検討

・優先業務を明確にし、職員の出勤状況を踏まえて業務の継続を図る。

### ②関係機関との情報共有

・感染状況の確認や必要な支援について、求めに応じてサービス事業所等と連携をとる。